

経済建設常任委員会会議記録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和6年12月12日（水） 午前10時00分～午後0時14分 |
| 2 | 場 所 | 第2委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 傍聴議員 | 今成、鈴木、星野、高柳、桑原 各議員（紹介議員を含む。） |
| 6 | 傍 聴 人 | 請願、陳情者等 9名
読売新聞社記者 1名 |
| 7 | 説 明 者 | 山口経済部長、星野農林課長、地野観光交流課長
武井都市建設部長、関上下水道経営課長 |
| 8 | 事 務 局 | 武井事務局長、倉澤副主幹 |
| 9 | 議 事 | (1) 付託請願の審査
(2) 付託請願の審査
(3) 付託議案の審査
(4) 陳情審査
(5) 経済部各課の所管・調査事項報告
(6) 経済部及び都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(7) 今後の日程について |

10 会議の概要

(1) 付託請願の審査

○委員長 それでは本日の議事に入る。まず、次第3の議事（1）の審査に入る前に、審査の順序について確認したい。事務局から説明させるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。審査順序については、説明のとおり進めさせていただきたいと思うのでよろしく願います。

それでは次第3、議事の（1）、付託請願の審査に入る。12月3日本会議において本委員会に付託された請願第4号 戸神山正面登山口（戸神町側）駐車場設置に関する請願書についての審査を行う。

審査に当たり、所管である山口経済部長、地野観光交流課長に出席いただいているので紹介させていただく。

それではまず、事務局に請願文書表を朗読させる。事務局。

（事務局 請願文書表朗読）

○委員長 説明が終わった。

休憩する。

午前10時07分～10時13分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関し参考・補足の説明を求める。観光交流課長。

○観光交流課長 請願書の提出があった、戸神山正面登山口、戸神町側駐車場設置についてであるが、戸神山は、本市における軽登山のメッカとして年間数千人もの方々が登る山として愛されており、本市で発行する、ぬまた山歩きガイドにも掲載していることから、多くの

方々にお越しいただいているものと推察している。

市では、こちらへお車でお越しになる登山者用の駐車場として、20台程度の駐車が可能でトイレの設置がある、下発知町の発知ふれあい広場駐車場をパンフレットなどで御案内しているところであり、現時点において戸神町側登山口に新たな駐車場を設置する計画はない。

なお、設置の可能性などについては、研究してまいりたいと考えている。以上である。

○委員長 説明が終わった。委員の皆さんから何か質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 今の課長の説明、下発知町の公衆トイレのある、あそこであろう。あそこに車を置いて歩いていくというと、相当距離がある。あの駐車場を利用するということとなると、登り口が正面からではない方が多く利用するという気がするのである。

今回、正面から登るための駐車場がないから何とか設置をしていただきたいという、そういう要望だと思うが、課長の説明だと、市のほうの考えとすると、可能性としてちょっと設置するのは難しいという説明だが、障害となる一番の問題は、土地の確保が難しいということか。

○観光交流課長 周辺に沼田市有地というのは当然ない。それでゲートボール場と先ほど陳述の中にもあったが、霊園の駐車場があるということである。その土地があるかないかということもあるが、戸神町の登山口という看板があるところからの道がかなり狭隘ということもあるので、その辺も懸念がある部分であり、市の土地も当然ないので、その辺は大きな課題になろうかと思う。

○野村委員 私の個人的な意見なのであるが、霊園に比較的近いところには、耕作できなくて未耕作の農地があるのである。そういうところを、地権者をお願いして借りるということも1つの考え方かなと思うのであるが、車で来る方であるから、今の霊園からさらに奥になると、車で入だけの道路が確保されているのかちょっと微妙なのである。だから、少しは歩いていただかなくてはならなくなるかもしれないが、戸神町農事研修所から入っていった奥に、基盤整備をした田んぼがいっぱいあるところに、未耕作のところがあるので、そういうところを地主と話をさせていただいて、協力できる方がいれば、二、三十台であれば、そういうところはあるであろう。あとは、あの近くには、伐採して樹木の処理をしてくれれば貸してもいいよと言ってくれている人もいるのである。そこは山林であるから、伐採さえできれば比較的すぐ駐車場として利用ができるかなと思う。そういうようなことを市のほうで少し前向きに検討していただければ、この話は少し前に進むような気がするが、その辺はどうか。

○観光交流課長 まず土地の部分については、今、野村委員から、陳述の中にもあったが、いわゆる耕作放棄地ということでお話をいただいた。こちらについては当然調査が必要になってくると思う。あと現状の土地の形態というか、農振等の関係もあるので、いずれにしても調査はしていかなければならないと承知している。

○野村委員 ぜひ可能性のあるところから、少し積極的に。駐車場がないといういろいろ悪影響が出ることも目に見えている。今このいただいた資料を見てもそうなのであるが。だから早急に対応していかないとまずいと思うので、やれるところから、可能性のあるところから、市として少し積極的に検討していただけるとありがたいと思うので、よろしく願いたい。

○観光交流課長 今、委員から御意見あったので、最初に述べたが、可能性について研究ということで申し上げさせていただいたが、障害になるような部分等も含めて調査はさせてい

ただきたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 今後調査をされていくということなので、ぜひ調査をしていただければと思うが、当面として、先ほど野村委員も紹介をされた、戸神町の農事研修所、ちょうど登山口に入っていく真正面にあるわけだから、当面そこを駐車場として活用してもらうということはできるのか。

○観光交流課長 今、副委員長からあった、農事研修所、公民館として活用されている施設のことだと思う。登山口からの正確な距離は分からないが、大体15台から20台くらい駐車可能な施設であると承知している。照会をかけるようなことは当然必要だと思うが、町の行事も想定され、休日に開催されるというようなこともあるかと思うので、借りられたとして、そういったとき、行事があるときには駐車できないというようなこともあるので、町の協力も必要になってくるのかなと考えている。

○副委員長 新しい駐車場を確保するにしても、農事研修所を使うにしても、何らかの検討や地元との協議、地権者との協議というのがこれから必要になってくるのではないかと。そういったことで担当課としては、いろいろな可能性に向けて調査検討を始めていくと。今回こういう請願を受けた中で、調査検討を始めていくということではよろしいのかどうか、先ほど言った農事研修所の駐車場の活用も含めて、いろいろなことについて調査検討を進めていくということで理解してよろしいのかどうか確認させていただければと思う。

○観光交流課長 先ほど来お話が出ている、戸神山の違う側、いわゆる正面というのか、南側から登るところについて、様々な御意見があることは承知している。いろいろ課題であるとか協議すべき案件というか事項について、何が障害になるかという部分も含めて調査検討のほうは進めていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上で、その理由についても願います。それでは野村委員。

○野村委員 この戸神山に年間7,000人からの、登山愛好者の方に登山を楽しんでいただいている。これがもっと人数的に増える可能性が今後あるようであるから、どうしても、登山にきた方々の駐車場用地というのは必要不可欠であるので、これは採択すべきというふうに私は考える。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 自分も採択で願います。理由であるが、年間7,000人を超える方が来ているというのが現状、あとは駐車場がまだそういう状態となっているというのがあるということである。今回の請願事項では、実現に向けた御理解、御協力を賜りたいということなのであるが、それはしっかりと検討していくべきことだと思うので、自分は採択で願いたいと思う。

○委員長 相澤委員。

○相澤委員 私も採択で願います。場所についてはこれから精査等が必要なのかなと思うが、今回経済部で担当していただいているが、戸神山の意味としては文化面だとか、健康増進だとか、複合的な意味があるかと思う。住民の幸福度にもつながるものかなと思うので、

この利用を高めていく、推進していくことは市としても必要なことかと考えるので、採択とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 副委員長。

○副委員長 登山をする場合に、登山コースというのはたくさんあったほうがいいと思っていて、戸神山も観音寺から登るコースや、この請願にあるように戸神町側から登るといろいろなコースがあるわけで、そういった登山口を確保していくという意味では、駐車場等の整備は必要ではないかと。ただ、今回の場合まだ土地の確保だとか、そういっためどが立っているという状況にはないので、ぜひ駐車場の確保、整備をしていくということを進めていく必要性はあると思うが、今の状況の中では、そういう調査検討を始めて、整備を進めていくということで、私は趣旨採択でお願いをしたいというふうに思う。

○委員長 ただいまの意見は、採択3人、趣旨採択1人である。採択の意見が過半数であったので、本委員会としては本件について、採択すべきものと決定することによってよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、請願第4号 戸神山正面登山口(戸神町側)駐車場整備に関する請願書については、意見多数で採択すべきものと決定した。

以上で請願第4号の審査が終了した。審査に係る傍聴の方についてはここで退席をお願いする。

なお、本審査結果についての委員長報告は、常任委員会終了後、まとめたいと思うのでよろしくお願いします。

観光交流課長についてはここで退席をお願いする。

(2) 付託請願の審査

続いて、次第3、議事の(2)、12月3日本会議において本委員会に付託された請願第6号 「食料自給率向上自治体宣言」を求める請願についての審査を行う。

審査に当たり、所管である山口経済部長、星野農林課長に出席いただいているので紹介させていただきます。

それではまず、事務局に請願文書表を朗読させる。事務局。

(事務局 請願文書表朗読)

○委員長 説明が終わった。

休憩する。

午前10時32分～10時43分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関し参考・補足の説明を求める。農林課長。

○農林課長 それでは、食料自給率向上自治体宣言を求める請願について、農林課の参考意見として発言させていただきます。

農業生産であるが、農家人口の減少という危機的状況にあるが、農業の担い手を増やし、農家自身も新たな雇用やビジネスの機会を増やす取組を考えなければならないと考えている。農家が農業体験や農家への宿泊などを世話する農泊や、日本の農業風景を観光の目的として、海外からの観光客を受け入れるインバウンドなども日本の農業自体の魅力を内外に広くアピールすることにつながっている。これらも食料自給率の向上に向けた取組の1つと考えてい

る。

以上のことを含め、食料自給率の改善に向けた国を挙げての対応策が進められている。刻一刻と変化する社会情勢では難しいことがたくさんあるが、本市で行っている新規就農の推進やブランド化であるとか、中山間地域等直接支払事業、多面的機能発揮促進事業、農業委員会では農縁事業などに取り組んでいるが、自給率向上に寄与していきたいと考えている。

最後に自給率であるが、これを支える農家が衰退している現状を踏まえると、農家の所得向上のための施策立案などが大変重要な課題であると考えている。農林課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。委員の皆さんから何か質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 米農家が激減しているというふうに書いてある。現実に関根沼田でも米を作っている農家は大幅減っていることは事実である。この原因はどういうことかということ、結局は米を作るコストがかかりすぎて、米農家が商売として営農していくのが非常に難しい。そういう現実があって、米農家が減っているというふうには私は認識をしている。

米が潤沢に市場に回らないということは、日本の国力が低下するという重大な問題になるし、やはり米の生産は一定の生産量を確保していただかないと、大変な問題になるというのは、全ての皆さんが認識していることだと思うが、米の生産をするのに当たって、今までのやり方だと生産にコストが物すごくかかるのである。というのは、反別の耕作面積が非常に少ないところが多いのである。最近ようやく基盤整備をやって、3反1枚ぐらいの田んぼができてきているが、これがごくまれで、例えば沼田でいえば、一番美味しい米が取れると言われている下沼田町の下沼田田んぼ。あれが大きい田んぼで1つが大体1反歩くらい。平均すると7畝か8畝ぐらいの田んぼが多いわけである。だからこういうのを大きな田んぼに基盤整備をして、それで農家が少なくなっているわけだから、少ない農家で生産力を上げるということになれば、大きい田んぼにして機械を導入して、効率のいい米の生産をしていく、そういうことを考えていかないと、経営する農家の収入も伸びていかない。米の一定の生産量が確保できない。こういう問題があるので、農林課としてその辺のところをどのようにお考えになっているのか。そこをお聞かせいただきたい。

○農林課長 おっしゃるとおりだと思う。ただ、この中山間地域であるとなかなか傾斜地が多かったりするということで、当然効率化を求めると田畑を大面積にしていくということは非常に有効だと考える。それに関しては今後、農家の方とも意見を交えながら、実際に大きな法人化の農家からは、そのようなことが今後できないかという御相談を受けたりしているので、前向きに捉えて、できることは行政として意見交換を交えながら、展開に向けた協議を進めていきたいと考えている。以上である。

○野村委員 米農家が魅力のある職業というふうには若い人に映らないと、今後後継者も育っていかないと思う。であるから、米を作るということは、こういうふうにはいろいろ未来があるのだという、そういう後継者が育つような、私も米農家になってみたいというような、魅力を感じるような米農家に、農林課でも、そこを目標にして政策を考えていただけるとありがたいが、その辺のお考えがあったらお聞かせいただければと思う。

○農林課長 やはり未来に希望がないとなかなか難しい部分があると思う。当然おっしゃるとおりだと思うので、効率化であるとか、農業の魅力を感じる対策を考えていかなければならないことも重要だと認識しているところであるが、現実的に何をどうやったらというところが、答えが見つからない中で、情報をいただきながら今後研究・検討していきたいと思う。

ので、よろしく願います。

○野村委員 できれば、米を生産している農家の皆さんに、例えば利根実業高校の高校生の米に対する勉強の成果だとか、そういうものを発表する機会だとか、あるいは農林業の専門の大学の学生に来ていただいて、米農家に今後の農業の在り方、こういうふうにしたらどうですか、米の品種もこんなふうに学生は研究しているのですよ、今、水がなくても乾田といって、田んぼに水を張らなくても、北海道ではいい米が作れる実証実験が進んでいるわけである。だからそういう勉強会みたいなものを、利根沼田の米農家を集めて、そういうことを研究している若い人たちの意見を聞いていただいて、将来の米農家の営農に1つでも役立つような、そういうふうなものも農林課のほうで企画をして、機会を設けていただけると米農家に対してもいい勉強になって、励みになるのではないかという気がするので、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたい。

○農林課長 おっしゃるとおりだと思う。この利根沼田に限った話ではないと思っているので、全国的にもそういう取組は重要なことであると考えている。そしてやはりこの中山間、利根沼田地域全体で皆さんが同じ意識を持って取り組むということが大事であると思うので、その辺に関しては、JAであるとか県の関係機関であるとか、意見を交えて、今後、その実現に向けた研修等の意見調整のほうを研究、検討させていただきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上で、その理由についても願います。それでは野村委員。

○野村委員 これはもう喫緊の課題で、沼田の、日本の将来にもかかっていることなので、私は採択でお願いしたいと思う。

○委員長 木内委員。

○木内委員 私もこの食料自給率向上自治体宣言というものを沼田で取り組むことによって、私も農家なのであるが、農家全体の意識も変わってくると思うし、先ほどの説明であったように地域の農業振興だとか、農家の方の魅力をどうやってつくって、農業の担い手をどうやって増やしていくか。なおかつ、今コンニャクの価格の低迷が取り沙汰されているが、消費拡大の推進にも、食料自給率向上自治体宣言を行うことによって、いろいろな部分を担えたり波及すると思うので、私は採択としていただきたいと思います。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 私も採択で願います。理由とすると、こういう食料自給率の現状があるというのもそうであるし、令和4年には基幹的農業従事者の平均年齢が68.4歳に達するなど高齢化が進んでいるという現状もある。これは今後も続く見込みである。

農業従事者の減少というものは、農業生産量の減少をもたらす食料自給率の低下に大きな影響を与える可能性があると思う。

また、政府は平成24年以降、人・農地プランを実施しているが、平成26年度からは農業生産の効率化を図るための農地バンクの創設や、農地の集積・集約に取り組んできたが、この間も我が国の耕地面積が減少し続けていて、水田稲作を見ても、単位面積当たりの収量はほぼ横ばいとなっているという現状がある。一部メディアでは、日本の農業は国からの補助金に依存していて過保護だという論調があるが、自分はそうではないと思っている。農業

への保護政策というものは、世界的に見て決して特異なものではない。EU加盟国では直接支払制度を通じて農業経営体の所得を支えているし、アメリカでは価格支持融資制度などが農業経営体を経営困難から救い、農業生産を維持する仕組みが整えられている。実際こうした保護政策は日本よりも充実しているし、日本の農業に対する保護政策が他国と比べて過度であるという事実はない。農業の特質上、保護政策がなければ消費者は手頃な価格で食料を入手することが困難となっていくし、農業従事者も安定した経営を維持することが困難になることは明らかであると考えている。

日本の農業は、他国とは地理的条件等が異なるため、農業競争力に差が生じることは避けられない。しかし、そのことをもって農産物供給を海外からの輸入に頼るということは、食料自給率の向上で食料安全保障を図るという、現代世界の要請に背を向けることになると思う。食料の輸入依存度を減らし、食料自給率の向上に注力するためにも、日本の農業が置かれた状況に見合った政策を、これから実施していく必要があると思う。

今回この食料自給率向上自治体宣言ということであるが、検討して実践していくということとは大事だと思っている。国土交通省北海道開発局の資料を見ると、食料自給率を上げるための取組として、5つぐらいのものが挙げられていた。1つは今が旬の食べ物を食べる。2つ目、地元で採れた新鮮な食べ物を食べて国産の食べ物を応援する。3つ目、ご飯を中心に野菜たっぷりのバランスのよい食事をする。4つ目、残さず食べて食べ残しを減らす。5つ目、国産の食べ物にもっと興味を持つ、などの取組があった。こうしたことも大事だと思うし、これから若手農業従事者の創出・育成や、失業者に対する事業転換支援なども考えていく必要があるし、また、給食でもしっかりと地元で取れたものを使っていくということが大事だと思うので、自分は採択すべきものだと考えている。以上である。

○委員長 相澤委員。

○相澤委員 私も採択とさせていただく。農業政策は国土強靱化や国防の意味でも必要な内容かと思っており、農業が栄えることは国の基礎と考えているので、採択なのであるが、1点お願いを申し上げたいが、農業従事者の方々、そして今後政策を進めていく行政側としても、この請願自体は食料生産率についてなのであるが、生産額についてもぜひ協議していただいて、生産額も上げられるような施策や取組を考えていただければ幸いと思う。私からは以上である。

○委員長 副委員長。

○副委員長 私もこの請願については採択をお願いをしたいと思う。やはり今食料自給率の問題というのが外国と比較しても、もう極めて低いと。これは食料安全保障上も極めて憂慮すべき事態になっているということから言っても、食料の自給率を向上していく必要性があるということがまず第1点としてある。そして沼田市でも学校給食に地元産の米を使っているが、まだまだ全体的には低いわけであるから、こうした自治体宣言を行うことによって、学校給食における地場産野菜や食材をさらに増やしていくというような取組を進めることや、また、ブランド農産物を市内のスーパー等で販売するというようなことで、地元産の食料、野菜や米、肉類等を含めて、消費の拡大に向けて取り組んでいくというようなことをぜひ検討していく必要があるのではないかと。あともう1点は、こうした食料自給率向上自治体宣言を行うことが、例えばいろいろなイベントで東京や川口市とかに行っているわけであるが、そういったところに行ったときのアピールポイントになるのではないかと。どこの市町村も

今こうした農産物のブランド化とかにいろいろ取り組んでいるが、そういった中でやはり大きなアピールポイントにもなると思うので、ぜひこうした自治体宣言を行いながら、学校給食の地場産の食材を増やしていく。できればオーガニックなものを増やしていくとか、また、ブランド農産品の市内のスーパー等での販売をどんどん増やしていくといったようなことにぜひ取り組んでいていただきたいということで、私はこの請願については、採択するべきだと思う。以上である。

○委員長 ただいまの意見は、採択が5人である。採択の意見が全会一致であったので、本委員会としては、本件について採択すべきものと決定することによろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、請願第6号 「食料自給率向上自治体宣言」を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決定した。

以上で請願第6号の審査が終了した。審査に係る傍聴の方については、ここで退席をお願いする。

なお、本審査結果についての委員長報告は、常任委員会終了後、まとめたいと思うのでよろしく願います。経済部長、農林課長についてはここで退席をお願いする。

休憩する。

午前11時00分～11時03分

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

（3）付託議案の審査

○委員長 続いて、次第3、議事の（3）、付託議案の審査に入る。12月3日本会議において本委員会に付託された議案第78号 沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行う。

審査に当たり、所管である武井都市建設部長、関上下水道経営課長に出席いただいているので紹介させていただく。

それでは当局から本件に関し説明を求める。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 水道は、市民生活を支える大変重要な都市基盤施設の1つであるが、人口減少に伴う水道料金収入の減少、施設の老朽化などで水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

これらを踏まえ、総務省は、経営戦略策定を要請しており、これにより、水道施設の整備、維持管理や財源の見通しの把握、経営基盤の強化など、効率的な事業運営を図ることが可能になる。

本市においても平成29年度に沼田市水道事業経営戦略を策定し、令和5年度に改定しており、令和15年度までの投資財政計画を用いて経営の予測をしたところ、現在の水道料金は約30年間、据え置いたままであるが、今の料金水準で推移した場合、令和13年度に資金ショートし、経営破綻するとの見通しである。

将来にわたり安定した経営を持続し、安全・安心な水道事業を行うには、収支を改善する必要がある、早期の料金改定は避けられないとの結果であった。

これを受けて本年4月、適正な水道料金の在り方について広く意見を聴取するため、「沼田市水道料金あり方検討委員会」を設置した。委員については、地域経済等における有識者

である、高崎経済大学の米本教授をはじめ、6名の方をお願いし、4月18日に委嘱している。

以降、5回委員会を開催し、その中で様々な意見交換や審議をしていただいた上で、10月11日、同検討委員会から市長へ答申があり、令和7年度から令和11年度までの上水道料金については、地域経済等を考慮し、現行比28%の改定が妥当との意見であった。

また、附帯意見として、段階的な引き上げ等の検討に努めることとの記載もあることから、現下の厳しい経済情勢において、水道料金改定が市民生活に与える影響を勘案し、段階的な改定を採用する。

新たな料金体系については、1段階目は現行比14%、2段階目に現行比28%増の改定とし、改正条例の施行予定日は令和7年4月1日となるが、1段階目の改定日については、経過措置として令和7年9月から適用し、2段階目については、令和9年4月から適用とするものである。

なお、こちらについては11月5日の委員協議会連合会で市議会議員の皆様には説明させていただいたところであるが、その後実施したパブリックコメントにおいても、市民の皆様からの御意見はなかった。

今後については、議決を想定したものとなるが、給水条例改正においては1月に告示とホームページによるお知らせ、市民の皆様への周知においては、1月にチラシの全戸配布とホームページによるお知らせ、4月に広報ぬまたへの掲載等により御理解をいただき、新料金の適用に移行したいと考えている。

以上で、沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明を終了する。

○委員長 説明が終わった。委員の皆さんから何か質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 今回の料金引き上げについて、あり方検討委員会の附帯意見等を踏まえて2段階で上げるということで、一定の配慮をされたのかなというふうには感じるが、いかんせん今の経済情勢、物価高騰の中において、料金を抑えるというような検討についてはどのようにされてきたのかお聞かせいただきたいと思う。あわせて、一般会計からの繰入れ等について何らかの検討がされてきたのか。財政調整基金も20億円以上あるわけであるから、そういったものの活用等で値上げの料金を抑えていくというような検討がされてきたのかどうかお聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 料金の値上げをしない努力をしてきたかということなのであるが、委員会の中では様々な意見をいただき、その中で、経営戦略の中では実は29%という改定の数字が出ていたのであるが、検討委員会の中で、今の市民の生活に配慮したものとして、多少なのであるが、改定率を落として答申をいただいた。そこまでの様々な審議をいただいている。一般会計のほうを投入して料金を下げるべきではないかというお話なのであるが、水道事業は、地方公営企業法に基づき市が経営する地方公営企業である。一般行政事務が住民サービスを提供するために財源を主として税金としているのに対して、公営企業はサービスを提供するための財源を主に利用者からの対価である、今回は水道料金とするものとしており、税金なり一般会計を主体とするのは難しいことと御理解いただければと思う。

○副委員長 一定の努力はされてきたということで、それはそれとして理解をさせていただくが、やはり先ほども言ったように、今の経済情勢や物価高騰の中で、さらに抑える必要性があったのではないかというふうに思うが、一般会計からの繰入れはできないということで

言われているが、実際、同じ公営企業である下水道や簡易水道について、全く一般会計からの助成がされていないのかといえば、決してそうではないというふうに思う。それから過去においても沼田市が第五期拡張事業をやった後の起債の償還、それに対する助成は行っているはずであるから、一概に一般会計からの繰入れができないという根拠はないと思うが、再度お聞かせいただければと思う。それと情報公開の在り方なのであるが、結果として市民の皆さんにとっては値上げがされると。では一体自分の料金が幾ら上がるのかということは、これが一番心配になることで、料金を改定するということに対して理解をしてもらうためにも、きめ細かな情報公開をしながら理解を得ていくということが必要ではなかったか。途中で非公開ということにしたから、それがかえって市民の中に不安を広げる要因の1つになったのではないかと思うが、そうした情報公開についての、どうだったのかということについてお聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 まず是一般会計からの繰入れについて、下水道事業等についても一般会計からいただいているという話なので、水道事業についてもできるのではないかというお話であるが、下水道事業等かなり厳しい部分があり、経営が成り立たなくなる部分があるので、一般会計からいただいたのは確かに御指摘のとおりである。水道事業は今回、新浄水場を建設するということもあり、本来独立採算で受益者負担の原則というのがあるが、新浄水場の事業費を全て使用料金に転嫁するのは若干現実的ではない部分もあるので、財源となる起債の元利償還金の一部負担について現在、一般会計部門と調整・協議はしているので、今後も進めていくつもりでいる。それと情報公開の件については、一般質問の答弁等で市長もお答えになっているので、実際はそのとおりなのであるが、今後、将来的には簡易水道なり下水道料金についても見直さなければならない時期が来ると思うので、そのときは今回の経験を基に、市民の皆様にご理解いただけるよう詰めていきたいと思うので、御了承いただきたい。

○副委員長 最後にお聞かせいただきたいと思うが、今臨時国会が開かれており、補正予算が成立しそうだ。多分成立することになるのだと思うが、この補正予算の中で水道料金の減免に使ってもいいということになっているのである。であるから、今回の条例改正で一定程度引き上げることになるが、国からこういう補正予算が来ることによって、それを水道料金の減免というか引き下げに使えるのではないか。国の資料から、どういうふうに読んでも使えると書いてあるから、そういったものを活用して料金の値上げを抑えていくことが可能ではないかと思うが、こうした国の動向を注視しながら料金を抑えていくことについて担当課としてどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思う。それから今回、5年間で28%、またその後5年間で引き上げを行って、最終的には54%にする。要するに長期的なスパンの中で財政推計を立てられているのではないかとはいえるが、例えば、今使っている浄水場を売却することによって、その利益を料金の値上げを抑えることに使うとか、そういったさらに長期的なスパンでの料金の在り方をどうしていくのかということや、そういった長期的な中で値上げを抑えていくことに向けて、どのような検討がされてきたのかということについて最後に聞かせていただければと思う。

○上下水道経営課長 まずは国の交付金を使って料金を下げることが可能ではないかというお話だが、私どもでも令和4年度、5年度と国の臨時交付金を使い水道料金の基本料金の減免を実施している。今回私どものほうでは、補正予算のタイミングでこの経済対策の臨時交

付金というのは特に財政当局からも話がなかったので知ってはいないが、今後、国の動向を注視して、活用可能な交付金等があればもちろん活用して、市民の皆様の御負担が少しでも少なくなるよう努めていきたいと思う。それと現浄水場の跡地活用についてであるが、現浄水場については、現在令和14年度を目標としている新浄水場の稼働後でなければ停止することはできない。さらにその後、現浄水場の除却を始めて跡地の活用が可能となるので、今の段階では、次の経営戦略については令和10年度に見直す予定となっているので、その中で令和15年度までの投資財政計画を策定した上で経営予測を行うので、その次期経営戦略に反映することで御理解いただければと思う。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 水道料金収入がなぜ減少しているのか。その理由とすると、今、国内における水道水使用量の減少が挙げられると思う。公益財団法人日本水道協会が発表しているデータによると、ピークが平成9年であるが、以降減少し続けているという統計がある。また水道料金が上がると節水していくことにもつながると思うが、その影響についてどのようにお考えなのか伺います。

○上下水道経営課長 節水については、人口減少もあるし、節水型の機器、洗濯機等そういうものも出ており、水道の蛇口も節水型のものが出ているので、それは致し方ないことであるし、水資源を有効活用するという意味では本来推進すべきことであると思っている。それらを含めて経営戦略を策定した結果、今回このような結果が出たが、今後新浄水場ができることによって、今まで下久屋町から高いところにポンプなどの動力を使って水を送っていたものが、高い位置に浄水場ができることによって、自然流下によって動力の少ない、負担の少ない水が配られるので、それによって給水原価というか、水をつくる金額が安くなるので、そういうもので調整し対応していきたいと考えている。

○齋藤委員 自分の勘違いであったらということで、確認であるが、節水すると、例えば水道料金が上がるということは、高くなるから節水していこうという市民意識にもなるのかなと思うが、節水すると今度は水道水の使用量の減少につながるのではないかと考えている。そうすると、また今度は水道料金の収入が減少するのではないかと思ったが、その辺は自分の考え方が間違っていれば御指摘いただければと思うが、それについてどうお考えか。

○上下水道経営課長 おっしゃることはそのとおりである。当然、節水すれば減るのは間違いないし、その辺は私どもとしても何ともしがたい部分なのであるが、それらを含めて、経営戦略なり、5年ごとに見直すので、そういうところで取り入れてよりよい経営を図っていききたいと考えている。

○齋藤委員 そうしたことも考えての戦略を今後もやっていくということだと思うが、水道料金が上がる、節水する、水道料金収入が下がる。これでまた採算が取れなくなってしまうとか、本末転倒にならなければいいなという心配はあるが、そうならないためにどのようなことを今後やっていくおつもりなのか、お聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 この部分はもう水道事業というだけではどうしようもないことなので、市全体として考えていく問題だと思う。市全体で人口減少に歯止めができるように考えていくしかないと思っているので、その辺を含めて今後、計画等に生かしたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長　なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上でその理由についても願います。今回は、可決すべきものか否決すべきものかという選択肢になる。それでは野村委員。

○野村委員　いろいろな努力を当局側でされてきた結果が、最終的に28%上がりますよということなのであるが、これはもうやむを得ないことと考える。これは私の個人的な意見になるが、簡易水道組合の水を利用している人たちから見れば、今まで沼田市の上水道は極めて料金が安かったという部分もある。であるから、これから水道事業をやる上で、どうしても事業の経費を賄っていくために、安定した市民への給水が確保されるために、料金の値上げがどうしても必要なのだということは理解をしているので、可決すべきというふうに考える。

○委員長　木内委員。

○木内委員　水道料金は、市民の方は当然こういった物価が高い時代に水道料金の値上げがされないことを希望するわけであるが、30年間以上料金の値上げがなかったということと、配管等の設備の老朽化の問題もあり、修繕をしていかなければならない。その資金を生み出すためには、使用する人口が減って、なおかつ、この値上げによって節水する方がさらに見込まれる想定かもしれないが、経営を維持していくためにはやむを得ないことと思う。当然この水道料金あり方検討委員会の中でいろいろと研究・協議していただいて、どのような値上げ方法がよいかというのを考えていただいたと思うが、段階的な値上げということにしてくれたことについては一定の評価ができるものではないかと思う。先ほど課長からお話があったが、今後沼田市全体として人を増やして、水の資源は豊富だと思うので、水を使ってもらう人口を増やすことを市内全体で考えて、将来的に料金収入が多く見込まれるようなことがあったら、また値下げの検討等をしていただければありがたいと思う。今回、この改正については可決すべきものとする。

○委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　自分も可決すべきものとする。ただ、いろいろとまだ懸念する点はあるというのが現状だと思っている。自分の考えであるが、今、物価高になっていて、今ではないのではないか、という考えもあるのではないかと思うが、これからどんどんまた物価高が進んでいく可能性があるから、やるのであればこのタイミングがいいのではないかなというの、考えの1つではある。けれども現状は、市民の方々が非常に苦しくなるというのもあるので、そこはしっかりと承知しながらも、やっていく必要があるのではないかと思う。ただ、国などの支援というの、これからは模索していく必要があると思う。水道料金が上がることはやむなしなのであるが、今後、沼田市が水道民営化にならなければいいというのが自分の考えである。というの、今、ある自治体では水道民営化になっているが、この水道民営化で賛否両論が存在しているであろう。海外では民営化に伴う問題が顕在化しているので、そうしたことが沼田市ではないように、しっかりとこの沼田市の水道を守っていくという面で考えていってほしいと思う。今回は水道料金が上がるということで、非常に苦しい決断になるが、みんなで沼田市の水道を守っていく、これからどうしたら市民生活がよりよくなっていくのかというのを考えながら、水料金の引き上げをしていくことが重要ではないかと考えている。

○委員長　相澤委員。

○相澤委員 私も可決すべきものとする。市制施行70周年記念式典が先日開催されたが、来賓挨拶の中でも、沼田を未来につないでいくためには、今負担がかかってしまうこと、これは心苦しいところではあるが、どうしても仕方ないことだというような挨拶があったように、私もそのように考える。ある程度負担が増えてしまうのは仕方がないことなのかなと思う。これからも引き続き当局のほうで、できるだけ安く水道水を供給できるような形を模索していただければと思う。

○委員長 副委員長。

○副委員長 私は可決には反対としたい。先ほども申したように、今のこういう物価高騰、経済情勢の中で新たに市民に負担を強いるということは避けるべきではないかと。一般会計からの繰入れ等についても実際、下水道や簡易水道などでは繰入れを行っていることもあるし、過去においても一般会計から水道会計に繰入れを行っていたわけであるから、行うこと自体は何ら問題ないのではないかというふうに感じる。そうした中からさらに料金の引き上げを抑える必要性があったというふうに思う。それと今回の条例改正に当たって、先ほども申したが、あり方検討委員会を途中で非公開にしたということが、かえって市民に不安を広げて、なかなか理解を得るということができなかったということで、そういったやり方もおかしかったのではないかと思うので、私は否決すべきものと思う。

○委員長 ただいまの意見は、可決すべきもの4人、否決すべきもの1人である。可決すべきものの意見が過半数であったので、本委員会としては、本件について可決すべきものと決定することによろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、議案第78号 沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、意見多数で可決すべきものと決定した。

以上で議案78号の審査が終了した。なお、本審査結果についての委員長報告は、常任委員会終了後まとめたいと思うのでよろしく願います。

（４）陳情審査

○委員長 続いて、次第3、議事の（４）、先日11月22日に議長宛てに提出があり、本委員会に送付された陳情第10号 水道料金の引き上げ中止を求める陳情書についての審査を行う。

審査に当たり、引き続き所管である武井都市建設部長、関上下水道経営課長に出席いただいている。

それではまず、事務局に陳情書を朗読させる。事務局。

（事務局 陳情書朗読）

○委員長 説明が終わった。

次に、陳情書の提出者からは意見陳述の希望がなかったもので、このまま進行することとし、ここで当局から本件に関し、参考・補足の説明を求める。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 参考の話をさせていただく。先ほどの、沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する説明と重複する部分があるが御了承いただきたい。

本市では、総務省の策定要請を踏まえ、令和5年度に沼田市水道事業経営戦略を改定している。将来にわたり安定した経営を持続し、安全・安心な水道事業を行うには、収支を改善

する必要があり、早期の料金改定は避けられないとの結果であった。

これを受け本年４月、適正な水道料金について広く意見を聴取するため、沼田市水道料金あり方検討委員会を設置した。合計５回の委員会では、上水道のみならず、簡易水道や市政全般に対しても御意見をいただき幅広い意見交換や慎重な審議が行われた。

１０月１１日、同検討委員会から答申があり、令和７年度から１１年度までの沼田市上水道料金については、地域経済等を考慮し現行比２８％の改定が妥当との内容であり、附帯意見として、「段階的な引き上げ等の検討に努めること」との記載もあることから、水道料金改定が市民生活に与える影響を勘案し、２段階による改定を採用することとする。

新たな料金体系については、１段階目は現行比１４％、２段階目に現行比２８％増の改定とし、改正条例の施行予定日は令和７年４月１日となるが、１段階目の改定日においては、経過措置として令和７年９月から適用し、２段階目においては、令和９年４月から適用とするものである。

また、新料金体系については、委員協議会連合会での説明後にパブリックコメントを実施しているが、これに対して市民の皆様からの御意見はなかった。

なお、沼田市の水道料金を考える市民の会から８月２６日付で、水道料金あり方検討委員会の委員長宛てに、水道料金の引き上げ検討に関する要望書の提出、１１月１９日付で沼田市長宛てに、水道料金の引き上げに関する要望書の提出があったので、経過として御報告申し上げる。

水道料金の引き上げ中止を求める陳情書についての参考・補足意見は以上である。

○委員長 説明が終わった。委員の皆さんから何か質疑あるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上で、その理由についてもお願いする。それでは野村委員。

○野村委員 先ほどの議案第７８号 沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、可決すべきという意見を出させていただいたので、不採択とさせていただきます。

○委員長 木内委員。

○木内委員 私も同様な考えである。何とか市民の理解を得ながらという部分はあるが、先ほどの議案を可決すべきものとしたとおり、この陳情については不採択ということでお願いする。

○委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 自分も不採択でお願いする。先ほどの議案第７８号に可決すべきものという考えであるので、こちらは不採択でお願いする。

○委員長 相澤委員。

○相澤委員 私も不採択である。齋藤委員と全く同じである。

○委員長 副委員長。

○副委員長 私は採択である。先ほどの条例改正で述べたように、やはり今の状況の中で料金改定はするべきではないと思う。この陳情の趣旨に沿って、引き上げを中止としたいと思うので、私は採択である。

○委員長 ただいまの意見は、採択１人、不採択４人である。不採択の意見が過半数であったので、本委員会としては本件について不採択すべきものと決定することによってよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、陳情第10号 水道料金の引き上げ中止を求める陳情書については、意見多数で不採択すべきものと決定した。以上で陳情第10号の審査が終了した。

休憩する。

午前11時39分～11時42分

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(5) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第3の(5)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。農林課長。

○農林課長 農林課の調査事項について報告させていただく。

三峰林道盛土箇所在林道復旧に関する詳細についてであるが、林道三峰東線の対応経過等に少しふれてから、破損した林道の復旧等の考え方について説明させていただく。

資料2ページを御覧いただきたい。令和3年7月7日、林道破損を確認したため林道は通行止めとし、同日、事業主から誓約書を受理している。誓約書の内容であるが、道路管理者の指示に従い原因者が全額負担で復旧するという内容となっている。

次に令和3年10月29日、事業主と施工者、農林課の三者で修繕箇所の確認を行った。その後、当時の誓約書では復旧の詳細事項を確認していなかったことと、時間も経過していることから、令和5年5月25日に再度、三者で現地確認を行った。ここでは、路面の損傷について、令和3年7月7日に交わした誓約内容に詳細事項を加えたもので、これを受理している。誓約書に加えた主な内容であるが、復旧の期日を令和7年6月末までとし、自己負担で復旧工事を行うことや、約束した損傷箇所以外で損傷が拡大し、事業主との因果関係が認められる損害の拡大があったときは、その拡大部分も対象とするというものである。参考までに、令和5年の誓約書受理時点における修繕予定箇所は12箇所である。

次に資料3ページを御覧いただきたい。路面破損箇所の代表的な写真をつけさせていただいた。破損当時の写真になるが、破損箇所は、施工者が採石で埋戻しを行い仮復旧した状態の写真となっている。

誓約書に記載されている約束の期日は令和7年6月末日までとしており、約束の期日まで残り約半年となったので、事業主と今後の予定等について打合せを行う予定である。

農林課からは以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。調査事項、三峰林道盛土箇所の林道復旧に関する詳細について質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 令和7年6月末という期限が明示されているが、実際に太陽光パネルを現場に設置するときに大型車両が通るであろう。この令和7年の6月末というのは、もう太陽光の設置が済んで、一切が終わって、それで道路の復旧をやりますよという内容の誓約書なのか。

○農林課長 基本的に当初の覚書を交わしたときは、終わる見込みで日にちの設定をしたわ

けであるが、その後の各種手続が滞っているということで、まだ現在着手に至っていない状況であること等を踏まえて、現時点で工事箇所は12か所なのでお金をかければそう期間がかかるものではないが、今後太陽光の工事であるとかが今後計画されている中で、開放、復旧をしてしまうと痛むこともあるので、期間も先が定まっているところがあるので、改めて農林課としては打ち合わせをして、今後の方針等を確認していきたいということで、可能であれば近いうちに連絡を取って調整する予定である。

○野村委員 分かった。結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

イ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。観光交流課長。

○観光交流課長 それでは、観光交流課に通告のあった調査事項について、説明させていただきます。

調査事項1の、迦葉山周回道路の案内表示に係る車両通行対策の進捗状況についてであるが、まず現状から御説明する。

2月の常任委員会でも御説明したところであるが、県道上発知材木町線のかどやさんの前から弥勒寺の大駐車場までの上り区間、それから隣接する駐車場から下り、舟木橋を経てまた県道上発知材木町線へ下る道路、こちらは市道となっており、途中には民家や土産物店、別荘などが点在している。

上り線、下り線ともに一方通行の規制区間とはなっていないが、道幅が狭く、バスなども通行し、交互通行とするには円滑な通行と十分な安全性の確保が困難であることなどから、一方通行を促す「お願い」をしている状況である。

続いて、令和6年2月の常任委員会以降の検討についてであるが、本年2月開催の経済建設常任委員会において、ナビに従ったドライバーが下り線側、舟木橋のほうから進入しているという御指摘をいただいた。

その後、当課において数社のカーナビ、スマホのナビ等も含めてであるが、ヤフー、グーグル、パナソニックナビなどを使って、玉原から迦葉山弥勒寺ということで調査を実施し、状況を確認した。あわせて再度現地の状況を確認してまいった。

現在、資料6ページからの写真となるが、7ページ目の舟木橋西側付近の目立つ位置に「一方通行・進入禁止」を促す看板が設置されていること、また、前のページの土産物店の前に迦葉山への入口の案内、それから弥勒寺前、正面の階段を降りた前に帰りの方面を促す看板などを設置している。老朽化や視認性などの面で改善が必要と思われるものについては、新たなデザインというか、分かりやすい表示なども含めて検討しているところである。また、壊れたもの等については手当てをしていきたいと考えている。

また、県道、玉原方面から下ってきた車両に対して、ここを曲がるのではないよ、とか例えば看板を出すとすると、県道沿いということになるので道路管理者、市道に係る部分につ

いては建設課、また土地所有者などと協議が必要になってくることもあるので、状況に応じてそれらを行っていききたい。

一番最後のページにつけさせていただいた部分、周回道路の上り線、これは、たじまやさんの前から上り方面に向けた写真である。その下の写真、舟木橋・県道と書いてあるが、下り線を下りきった丁字路を南側から撮った写真となる。それぞれの写真は、ここまでは民家、お土産屋さんがあるということで、仮に一方通行という形になると、そういった方に影響があるかなということでつけさせていただいた。以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。調査事項、迦葉山周回道路の案内表示に係る車両通行対策の進捗状況について質疑はあるか。木内委員。

○木内委員 2月の調査に引き続きお調べいただいて丁寧な説明、現地確認等感謝する。何社かのカーナビでテストをしていただいたということだが、もしかすると型の古いカーナビであるとか、更新機能がついていないカーナビだと、そういった玉原方面から下って、迦葉山の下り線側を案内してしまうケースがあるかと思うので、一層この案内を見やすくしてもらいたいと思うが、現状であるところそこ見やすくはなっていると思うが、これから冬になって雪景色に変わったときにも見やすい状況にしていだきたいと思う。年末年始にかけて参拝客が増えてくると思うので、その辺の見やすさの改善について、何かお考えがあれば教えていただきたい。

○観光交流課長 先ほどの説明の中で、6ページにある、大分傷んだ看板などがあるが、こちらはもうちょっと見やすいものに付け替え等ができればと考えている。所有者にお断り等を入れなくてはならない部分もあるが、大駐車場から出口方面に向かうところ、そういったところも、もしかすると知らずに右折をして、上り線を下ってしまうような車もいるのかなと思ったものであるから、所有者等を調査し掲示できればと考えている。

○木内委員 そうしたら参拝客並びに地元の方の安全を考えていただき、より見やすい案内に、決められたルールの中になってしまうと思うが、引き続きお願いしたいと思う。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 これは1つ提案なのであるが、例えば6ページに、お帰りは下り専用路線で、という縦長の看板があるが、こういう一方通行だよ、ということを知らせる看板なのだが、これに沼田市のキャラクターのようなものが加わることによって、来た人の目を引くというか、そういうことにもなるような気がするので、これは私の提案であるが、小松姫でもいいし、天狗のお面でもいいし、いわゆる沼田のキャラクターになっているもの、そういうものも1つ添えて提示していただくと、より一層目を引くかなと思うので、検討していただければありがたいと思う。

○観光交流課長 デザインの参考にさせていただきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実

施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

(6) 経済部及び都市建設部各課に係る調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(6)の経済部及び都市建設部各課の調査事項検討・意見交換に入る。

発言のある委員は挙手の上、願います。野村委員。

○野村委員 観光交流課の関係だが、先ほどの戸神山の請願の件で、戸神山に年間7,000人登山者が訪れていると、これは聞くとところによると、毎日登っている人がいるのである。それから1週間に1回必ず登るよ、月に1回必ず登るよ、こういう人たちが7,000人の中におそらくカウントされているのだと思うが、7,000人の方があの山に登るということは、その人たちに何らかの発信をしていただくと、沼田市に相当な観光のメリットが出てくる。それで今はスマホを持たない人はいないので、ほとんど、スマホを持っている人はみんなLINEをやったりしているのである。そうするとこの戸神山に一生懸命登ってくれる人が観光交流課にLINEでアクセスができるような仕組みをつくってやると、例えば、戸神山に私は100回登りましたよと、そうしたら100回登ったご褒美に、例えばであるが、ippoの食事券を1枚、観光交流課が無料で贈呈しますよ、だから一生懸命戸神山の宣伝をしてください、沼田市の観光のPRをしてくださいという、そういうインセンティブを観光交流課で考える必要があるのではないかと思ったのである。登るのに重装備でないと登れない山というのは、登れる人が限られてしまうが、戸神山のような700メートルちょっとぐらいの山だと、本当に散歩がてら登れる山である。だからきちっとした迷惑のかからない駐車場が整備をされて、ますます戸神山に登山に来る人が増えてくれば、そういう人から沼田市を観光PRしていただく、そういう仕組みをつくって、もっと沼田市以外からも沼田に訪れてくれる人が多くなる、そういう観光施策、仕掛けを観光交流課で考えていただきたいと思うので、これは私の提案なのであるが。

それでなぜippoということを出したかというと、ippoはもう市の補助がなくなるのである。独立してやっていかななくてはならない。B型の就労の施設に今後移行するわけだから。今までは沼田市から補助が出ていたが、それが切られるわけである。だからこれから経営が大変なのである。障害者の支援でippoは一生懸命やっているのだから、そういった側面で応援を市で考えていったらいいかなと、そういうことも考えて話をした。よろしく願いたい。

それともう1点、先ほどの戸神山登山口の駐車場用地の選定、これを今後どんなふうに進めていくのか。分かれば聞いていただきたい。大体目星のついている土地があるのかなと思った。請願に来るくらいだから。

○委員長 個人的にあると言っていた。

○副委員長 耕作放棄地みたいな。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 都市建設部の、環状線の栄町工区。道路が割と整備されていると思うが、あそ

こは通れないのかという声もあって、そこが通行可能になれば沼田脳神経外科前の細い道を通らなくて済む。その辺がどうなのか。

○委員長 交差点部分が造れないからという話ではなかったか。

○副委員長 それで止めている。だからそこまで行かないまでの間ということであろう。通れるところは通らせて。

○委員長 その検討についてということで。

○副委員長 だから状況と、そういった活用ではないが、工事が終わった場所の供用開始について。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 この前、t e n g o o のプレミアムキャンペーンがあつて、その状況と、t e n g o o の利用状況や今後いろいろなキャンペーンについて何らかの検討をしているのかについて、産業振興課にお願いしたい。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 先ほどの食料自給率向上自治体宣言について、議会で採択の方向になったとして、1月くらいから翌年度どうしていこうか、どうやって取り組んでいこうかということを当局で考えてくれるのかどうか。2月3月になると、4月スタートには間に合わなくなってしまいますので、新年度から積極的に取り組んでほしいと思うので。

○委員長 自給率向上の具体的な取組、施策について。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で経済部及び都市建設部各課の調査事項の検討と意見交換を終了する。

(7) 今後の日程について

○委員長 それでは、(7)今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。説明のとおり御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。